

学位論文審査要旨

岳 衛

## 中国強制自動車責任保険制度における 被害者の権利保護

日本法からの示唆

審査委員 主査 竹 濱 修  
副査 吉 村 良 一  
副査 小 田 美 佐 子

〔論文内容の要旨〕

### 本論文の構成

本論文は、7章より構成され、以下のようである。

- 第1章 はじめに
- 第2章 中国法における道路交通事故による人身損害の範囲および算定
- 第3章 中国現行自動車第三者責任強制保険の構造的特徴
- 第4章 自賠法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権
- 第5章 搭乗者傷害保険と損害賠償
- 第6章 強制保険としての中国の立法課題
- 第7章 おわりに

### 本論文の概要

本論文は、急激な経済成長とともに、自動車の保有台数が急増する中国において、自動車事故の被害者救済のあり方を検討するものである。

このため、まず、道路交通事故による人身損害について、中国法は、どの範囲の損害賠償を認め、損害額をいかに算定しているのか、これまでの経緯と最新の算定基準について考察している。そのうえで、この損害を実際に賠償することができるように担保する自動車責任保険の現状を研究している。中国は、日本と同様に、これを強制保険で実施するが、その約款の内容は、任意自動車保険のそれと同様であ

り、保険者が免責される範囲がかなり広く、十分な保護が与えられていないことを明らかにする。そこで、日本の自動車損害賠償保障法に基づき実施されている自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）における被害者の直接請求権に注目し、それが被害者保護に重要な機能を果たしていることを指摘する。さらに、加害者の損害賠償請求権と被害者の直接請求権の関係について前者に対する後者の従属関係を認めつつも、直接請求権を事情によっては相対的に独立的に取扱うべき場合があるのではないかとする。これに加えて、損害賠償請求権に従属せず被害者の保護を図るうえでは、加害者の責任の有無ではなく、実際の人身損害の発生という面に着目すれば、傷害保険の構想が重要であり、とくに中国法が搭乗者に対する保護を十分にしていないことから、搭乗者傷害保険をも強制保険の中に組み入れることを提案している。以上のような方法により現在の中国の実務から大きく外れることなく、近い将来に実現可能な被害者保護の方法を探究したものである。

## 本論文各章の要旨

### 1. 第1章 はじめに

急拡大する中国経済に伴い、自動車保有台数が著しく増加し、自動車事故による死亡者数が58,384人、負傷者255,663人（2004年1月から7月まで）に至っている。自動車事故に関する損害賠償に関しては、従来、民法通則のみに基づいて行われてきたが、損害賠償の項目に関する規定に整合性を欠いていたり、不合理なものがいくつも見られた。国務院が公布した「道路交通事故处理方法」という行政規定により損害賠償額の算定について民法通則が補完されていたが、これも過失責任主義を採り、被害者の保護に十分ではなかった。到来した自動車社会の需要に応ずるべく、中国は2004年5月1日に「道路交通安全法」および「道路交通安全法実施細則」を制定、施行し、中国最高人民法院は、「人身損害賠償事件の審理にあたって適用される法律に関する若干の問題の解釈」（以下、人身損害賠償司法解释という）という司法解释を出して、賠償範囲および損害賠償の算定方法を定めた。新基準は、無過失責任を定め、賠償内容も被害者にとって有利になったが、加害者の賠償資力の問題があり、中国は、全国統一の強制自動車責任保険の制定に踏み切った。しかし、そこにはなお被害者保護にあたって多くの問題が残されており、以下の各章においてそれを検討する。

### 2. 第2章 中国法における道路交通事故による人身損害の範囲および算定

本章は、2004年道路交通安全法およびその実施細則の制定を受けて、現在の中国

の人身損害賠償に関する新旧の基準を対比しながら、その特徴と新たな問題点を指摘している。

やや古くなった民法通則の規定を補う形で、1990年代に「製造物責任法」や「道路交通事故処理方法」をはじめ相当の特別法、行政規定および司法解釈が制定、公布された。その中で、現在、交通事故による人身損害賠償事件に適用される法律は、民法通則、最高人民法院の「民事不法行為による精神損害賠償責任の確定に関する若干の問題の解釈」および「人身損害賠償司法解釈」がある。最高人民法院は、法律解釈権があり、その司法解釈は法律と同じ効力を有し、中国独特の法源の一つとされている。民法通則は、原則は過失責任主義を定めるが、「高速運輸用具」による事故損害については無過失責任を定める。学説の多数説は、自動車を高速運輸用具であるとして、道路交通事故の加害者に無過失責任を負わせる。ところが、1991年に制定された「道路交通事故処理方法」は、解釈上議論もあるが、過失責任を定めることとなり、民法通則と矛盾するという批判を浴びることとなった。そこで、2004年「道路交通安全法」は、自動車事故の不法行為責任について無過失責任を定め、「道路交通事故処理方法」が廃止されたため、この問題には一応決着を見た。

損害賠償の範囲と額については、上記の司法解釈が制定された結果、経済的損害と精神的損害に明確に区分され、生命の価値が尊重されるとともに、賠償項目が増大・細分化され、損害額の算定方法も合理化された。その結果、人身損害賠償金がおよそ2倍に増額されることとなった。しかし、死亡と重度障害の賠償額に関するバランスの問題や、障害を負った被害者の逸失利益と被扶養者の生活費請求が二重に行われる可能性があり、この整理が必要であったり、また、都市住民と地方住民との賠償額の不平等性が残っている。なお、本章は、「中国法における道路交通事故による人身損害賠償」立命館法学295号(2004年)に掲載の論説を基礎としたものである。

### 3. 第3章 中国現行自動車第三者責任強制保険の構造的特徴

損害賠償責任の履行を担保する中国の自動車責任強制保険(以下、自責険という)は、従来、行政規定または地方政府の条例に基づいて実施されてきたが、その効力について疑問があった。道路交通安全法により合法的に自責険が実施されることとなったが、その施行細則である「自動車第三者責任強制保険実施条例」は未だ公表されていない。したがって、現在の自責険の内容は、任意保険と同様である、強制付保された任意自動車保険にすぎない。

現在の自動車保険約款は、2000年版約款を基本にして作成されており、これは車

両保険と責任保険を一体化したもので、基本契約と特約に区分される。基本契約において人損・物損の両方が保障対象になっている。問題は、保険者の免責範囲であり、任意自動車保険の約款を使用しているため、免責範囲が広い。また、搭乗者に対する保障は、特約を付す必要がある。現行約款は、2000年版約款より多くの点で改善されている。

しかし、被害者保護に重点を置くべき強制保険を任意保険の約款で実施することには無理があり、そのことは、保険者に対する被害者の直接請求権がないことや保険者の免責事由が第三者である被害者にも対抗できるとされていることに現れる。また、搭乗者に対する保護も、特約を付すことで対応できそうであるが、これも責任保険形式を採っているため、加害者に責任がなければ、搭乗者には保護が及ばないという問題がある。これらの問題の解決がなお要請されている。なお、本章は、「中国強制自動車責任保険制度における被害者の権利保護」立命館法学296号(2004年)に掲載の論説の一部を基礎としたものである。

#### 4. 第4章 自賠法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権

日本の自賠法は、被害者保護を目的として、加害者の賠償責任の厳格化(事実上の無過失責任化)、加害者の無資力による被害者救済の困難を回避するため、自賠責保険への加入を強制し、被害者の迅速な保護を可能にする見地から、保険者に対する被害者の直接請求権が認められている。自賠責保険は、加害者の賠償責任負担を基礎とする責任保険であるが、被害者保護の政策的目的を実現するため、直接請求権に対する差押えを禁止したり、保険者の免責事由が被保険者の悪意の事故に限定されていたりするなど、いろいろな工夫が施されている。そこで、被害者保護を最重要視する見地からは、被害者の直接請求権をできるだけ尊重し、まず被害者に保険者から賠償金をえさせる「現実の救済」が追求されるべきであるという立場から、著者の検討が進められる。

責任保険の目的は、加害者である賠償責任を負う者を保護することから出発し、その反射的な効果として被害者の保護も図られる。任意に締結される保険契約においてはそのような考え方で問題ないが、被害者保護を政策的課題とする強制責任保険にあっては、その目的が重要視されるべきであり、機能面から見ても、加害者保護よりは被害者保護が優先されるべきであるという。自賠法はまさにこのような目的をもって立法されたのであるから、責任保険としての理論構造上やむをえない場合を除いては、被害者の直接請求権と加害者への損害賠償請求権の関係を厳格に捉える必要はないと主張する。日本の判例、学説を詳細に検討した後に、著者は、

直接請求権の法的性質について、法の特別の規定によって生じる「法定の権利」であるとする通説に従うのであるが、それは加害者に対する損害賠償請求権とは相対的に独自の権利であるとし、被害者の「現実の救済」を行えるように配慮すべきであるという。たとえば、平成12年の最高裁判決の少数意見のように、被害者の損害賠償請求権が差押え・転付されても、なお損害賠償請求権自体は存続しているから、被害者は、なお直接請求権により保険者に対し損害額の填補を受けられると解し、「現実の救済」を優先する解釈が採られるべきであるという。もちろん、この解釈によれば、被害者は法的には二重に利益を受けたことになるから、この事後処理の問題が生じるが、そうであったとしても、被害者の「現実の救済」を優先させる法技術が重要であることが主張されている。なお、本章は、「自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権」立命館法学293号(2004年)に掲載された論説を基礎としている。

#### 5. 第5章 搭乗者傷害保険と損害賠償

被害者が保護されるケースとして、保険金請求権と損害賠償請求権の重複がしばしば見られる。本章では、加害者が任意自動車保険を締結していたとき、搭乗者傷害条項により被害者が保険金を得た上にさらに加害者に対して損害賠償請求ができるという場合、加害者の保険加入という事前の配慮は、被害者に対する損害賠償額の算定において考慮されるのか否かが問題とされる。搭乗者傷害保険は、通常、定額保険形式で行われ、被害者の損害額とは必ずしも対応せず、一定額が被害者に支払われる。このとき、被害者が加害者の任意自動車保険から得られた給付である搭乗者傷害保険金は、被害者の損害賠償請求額に影響しないのだろうか。

一般には、搭乗者傷害保険は、定額保険であり、被害者の損害賠償請求権には直接の関係がないことや保険代位の適用もないなどを理由として、損益相殺の対象ならず、被害者は、さらに全額の損害賠償請求を加害者に対して行うことができると解されている。しかし、それでは保険料を支払って被害者に保険給付を得させている加害者である保険契約者には何らの利益もないことになり、法感情の面からも、甚だ不合理に思われる。著者は、多数の判例を検討し、この場合に、被害者の慰謝料の算定に当たっての斟酌事由とするという判例法に賛意を表している。これにより加害者である保険契約者が搭乗者傷害保険の保険料を支払っている意味も、この場面で認められることになるからである。なお、本章は、「搭乗者傷害保険と損害賠償」立命館法学285号(2003年)に掲載の論説を基礎としている。

## 6. 第6章 強制保険としての立法課題

中国の交通事故被害者の保護に当たって、やはり強制保険の実施は重要であるが、とくに被害者に保険者に対する直接請求権を与えて、迅速かつ現実的な救済を行うことがとくに重視されるべきであるという。しかし、現状では、直接請求権は、法定されておらず、保険約款にも規定がない。中国保険法が、「保険者は、被保険者の第三者に生じさせた損害につき、法律または契約の約定に基づき、第三者に直接に保険金を支払うことができる。」という定めを置くのみである。これは、保険者が被害者に直接に保険金を支払うことができることを定めたにすぎず、被害者の保険者に対する支払請求権を定めたものではない。

そこで、現行法の下で、直接請求権に類する効果をもたらす制度を利用して、解釈上その効果を確保できないかが、考察されている。第一に、日本でも利用された経験のある債権者代位権の行使が検討されている。しかし、中国民法は、債権総則の規定がなく、現状は、契約法の規定において、債権者代位制度が認められているにすぎない。被害者の不法行為債権を被保全債権として債権者代位権を行使することは、現行法の下では解釈上困難がある。近い将来、契約法の規定を基礎として債権総則の規定が設けられるときに、広く債権者代位権が定められることは十分に想定されているが、現状ではなお問題が残る。

次に、民事訴訟法上の代位申請執行制度の利用が検討される。これは、最高人民法院の中国民事訴訟法の司法解釈「『民事訴訟法』の適用問題に関する若干の意見」による。その300条は、「被執行人は、債務を履行することができないが、第三者に対して履行期にある債権を有する場合、人民法院は申請執行人の申請に基づき、当該第三者に対して直接申請執行人に債務を履行するよう通知する。その際、当該第三者はその債務につき、異議を申し出ていないときは、通知に指定された期間内に債務を履行しない場合、人民法院がそれを強制執行することができる。」と定める。これによって、被害者が保険者に対し直接請求を行うことが可能となる場合があるが、保険者が第三者として異議を述べれば、その理由の如何を問わず、この制度では被害者の請求は実現しないことになってしまう。

以上のことから、直接請求権の立法的解決が強く望まれる。

他方、搭乗者が被害者になった場合、中国の自動車保険の現状では保護がない状態に置かれることがある。これについても、日本法と同様な解釈上の手当ても考えられるが、加害者と被害者の両方の地位を相続してしまった場合（たとえば、運転者が父で搭乗者が母、相続人が子の場合）、日本法では混同により権利が消滅し、経済的被害は残ってしまうことを考え、著者は、そのような問題のない搭乗者傷害

保険を強制保険に含めて実施すべきではないかと提案している。なお、本章は、「中国強制自動車責任保険制度における被害者の権利保護」立命館法学296号(2004年)に掲載の論説の一部を基礎としている。

## 7. 第7章 おわりに

最終章では、中国の現状では、任意自動車保険の約款が強制保険になお利用されている点、道路交通安全法が実施され、強制自動車保険制度が定められているにもかかわらず、その施行細則である「自責險の実施条例」が未だに公布されていないこと、6つの地方政府はなお自責險を実施していないこと、被害者の保護が未だに十分に配慮されていないことが指摘され、交通事故被害者を保護する将来構想としては、ニュージーランドで行われた加害者の責任や被害者の過失割合を問わない事故補償制度を視野に入れながら、現状の着実な改善を目指すべきことが説かれている。

なお、本論文には、資料として、中華人民共和国最高人民法院の司法解釈「人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈」(2003年司法解釈20号)の日本語訳が付されている。これは、立命館法学294号(2004年)に資料として公表されたものである。

### 〔論文審査結果の要旨〕

本論文は、現代中国の喫緊の課題である自動車交通事故被害者の保護のあり方について考察したものである。中国の経済が急激に発展し、自動車保有台数が飛躍的に増加する中で、交通事故被害者が増大することは推測するに難くない。本学位請求者は、この現実に対し、私法制度がなお十分に整備されていない中国にあって、現状で、どこまでの被害者保護が可能であるか、損害賠償制度の進展、拡充を見ながら、これを実質的に担保する保険制度の角度から検討を進めている。

中国において強制保険が2004年道路交通安全法の制定により全国的に実施されることになり、一つの画期を迎える中で、本論文は、その中身が本当に被害者保護に十分な配慮がなされているかどうかを最新の資料を駆使して仔細に検討し、中国の重要な課題を体系的に明確にしている。現代中国の近い将来に克服されるべき国民的な立法課題が明らかにされているといえよう。その意味で、本論文は、中国法はこの分野における最先端の研究である。

具体的には、論文要旨で紹介したように、本来であれば被害者保護の見地から保険者免責条項等を狭く限定した新たな強制保険用の保険約款が作成されるべきであ

るにもかかわらず、その基礎となる施行規則が制定公布されておらず、任意保険の約款が今なお使用されていたり、保険者に対する被害者の直接請求権がないなど、なお多くの問題点があることが指摘されている。また、前提としての損害賠償制度における賠償項目、賠償額算定問題、都市住民と農村住民の間の格差問題や民法典の整備が遅れていることなどにも言及され、交通事故の被害者をめぐる中国法の現在の全体図が描き出されている。中国法のこの分野に関する断片的な紹介は、すでにいくつか行われているが、最新の状況を踏まえた本格的な研究は十分とはいえない状況であり、本論文は、現代中国の損害賠償制度とそれを支える保険制度の両方を有機的に取扱おうとしたという意味でも、日本の学界に対し中国の法状況を紹介するという価値にとどまらず、中国の学界にも寄与することが多々あると考えられ、高く評価できる。

また、本論文は、日本の保険法制の理解を基礎に、中国の保険法制の問題点に深く検討を及ぼし、多くの問題点を指摘しているが、その際、日本法の解釈論としても、本論文は、新たな主張をしている。たとえば、第4章で述べられているように、被害者を実際に救済するためには、被害者にまず損害額の現実の支払が保険者から直接に行われることが必要であり、それゆえ、被害者の損害賠償請求権が差し押さえ、転付されても、なお被害者は直接請求権により保険者に対し損害の填補を請求できるという最高裁判決の少数意見に賛同し、その立場を展開した検討が行われている。つまり、自賠法の被害者保護の目的を徹底する立場が採られている。その際、自賠責保険が責任保険の論理に縛られることは認めつつも、可能な限り、被害者保護に資する解釈が採られるべきであると主張する。このため、自賠法が被害者保護を目的とすることを強調し、自賠責保険が責任保険として加害者を保護する機能も有するが、それはあくまで機能にすぎず、目的を見失ってはならないとし、責任保険の論理よりも被害者保護の目的を優先した解釈が立法趣旨からも正当であるとしている。このような主張は、自賠法をある意味で徹底した解釈であり、実務で採用されるか否かは別にして、一貫した理論的立場を鮮明にした主張であるといえ、日本法の解釈にもインパクトを与えるものといえよう。

全体として、本論文は、中国の現状に着実な改善を加え、錯綜する現実に対して理論的にこれを整理していこうとする堅実な提案を試みようとしている。したがって、比較的近い将来に実現可能性が相当に考えられる現実的な選択肢を提案する構想が本学位請求者の基本的な態度であるといえよう。その意味で、この問題について中国で関心を有する識者には、本論文は、十分に注目されるに値するものであろうし、本論文が指摘する問題点は、中国において早急に改善されるべき内容を含ん



でいる。さらに大胆な変革を及ぼす構想を期待する向きには、本論文は、なお現実的すぎると感じられるかもしれないが、それは、中国を母国とする彼の経験による考察の方針の問題でもあり、この段階で本学位請求者に期待するのは過度な感も否めない。

しかし、本学位請求者が今後の課題として、加害者の責任の有無を問わないノー・フォルト型の被害者保護の構想を検討することは、是非必要であろう。ニュージーランドをはじめとして、多方面への比較法的視野の拡大が要請されよう。本論文では、主として日本法が比較法の対象として選択され、その長所短所が指摘されているが、概して良い面に焦点が合っており、負の側面の解決になお日本法も取り組んでいる現実をいっそう理解する必要もある。このようなことは、比較の対象とされる各国において存在することでもあり、両面からの考察を充実させることが期待される。また、損害賠償制度のあり方についてもさらに検討を深める必要がある。中国はまだ民法典の編纂が完成しておらず、今後、その立法が行われるが、その研究と対応させながら、保険法制の角度からいっそうの充実した考察が望まれる。中国法は、おそらく今後ますます大きな変貌を遂げるであろうから、その追跡と同時に、現行法制度の解釈を定着させることに多大な苦勞が感じられるが、本学位請求者にはそれらを研究する力量が備わっているものと評価でき、今後のいっそうの活躍が期待される。

以上のしだいで、本学位請求者の提出した博士学位請求論文は、審査委員会全員一致で博士学位に相応しいものと判断する。

#### 〔試験または学力確認結果の要旨〕

本学位請求者の研究内容は、2005年2月1日、本学において公聴会が開催され、報告検討された。本学教員および大学院学生の出席の下、活発な質疑応答が行われた。本学位請求者は、本学学位規程18条1項該当者であり、本博士学位請求論文に加えて、公表済みの上記各論文の水準、公聴会における質疑応答に基づき、博士学位に相応しい学力と十分な学識を有することが確認された。外国語についても、中国語を母国語とし、日本語と英語について十分な力量を有すると認められる。以上の理由から本学学位規程25条1項に基づき試験を免除した。

以上のしだいで、審査委員会全員一致で、本学位請求者に対し、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することを適当と判断する。